

## 第2 調査の背景、視点等

### 1 中小企業・小規模事業者をめぐる背景事情

#### (1) 中小企業・小規模事業者数の減少と経営者の高齢化・後継者不足

我が国では、平成26年から28年までの間、中小企業・小規模事業者が企業全体の99.7%を占めているが、その数は23.1万事業者(6.1%)減少している<sup>1</sup>。また、中小企業経営者の年齢分布をみると、平成7年には47歳が最多であったところ、この年齢は、30年には69歳へと引き上がっている<sup>2</sup>。

経済産業省は、平成28年からの10年間で、「70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の約127万人(日本企業全体の約3割)が後継者未定」に陥ると試算しており、これを放置すれば、中小企業・小規模事業者の廃業が急増し、「10年間累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われる可能性」があるとしている<sup>3</sup>。

民間データベースによると、全企業(大企業と中小企業・小規模事業者)における令和元年の「倒産」件数は、平成27年と比較して減少しているが、「倒産」以外の理由で事業活動を停止した「休廃業・解散」件数は増加している<sup>4</sup>。中小企業庁は、「休廃業・解散件数は、平成28年以降、年間4万件を上回る水準で推移しており、令和元年は4万3,348件となっている。休廃業・解散件数のうち、経営者の年齢が60歳以上の企業が83.5%を占めており、休廃業・解散の背景には、経営者の高齢化と後継者不足があると考えている。」旨説明している。

#### (2) 地域における飲食料点小売業の状況等

平成27年に内閣府(政府広報室)が実施した「国土形成計画の推進に関する世論調査」では、「日常生活を営む上で、自宅から徒歩や自転車で行ける範囲に最低限必要とする施設」として、調査回答者<sup>5</sup>の約7割が「日用品、食料品などを販売するスーパーマーケット」(73.0%)及び「個人商店など小規模な小売店舗、コンビニエンスストア」(69.6%)を挙げており、これらは、「病院」(61.7%)や「郵便局」(54.4%)を上回る結果となっている。

平成21年から30年までの飲食料点小売業の倒産、休廃業・解散件数をみると、「倒産」件数が横ばいの一方で、倒産以外の理由で事業活動を停止した「休廃業・解散」件数は2倍以上

<sup>1</sup> 中小企業庁の資料による(資料1-①)。

<sup>2</sup> 「中小企業白書2019年版」(中小企業庁)による(資料2)。

<sup>3</sup> 日本経済再生本部(内閣官房)未来投資会議構造改革徹底推進会合「地域経済・インフラ」会合(中小企業・観光・スポーツ・文化等)(第1回)経済産業省提出資料「中小企業・小規模事業者の生産性向上について」(平成29年10月経済産業省)による(資料3)。

<sup>4</sup> (株)東京商工リサーチ「2019年「休廃業・解散企業」動向調査」によると、全企業の平成27年の「倒産」件数は8,812件で、令和元年には8,383件と429件(約4.9%)の減となっており、「休廃業・解散」件数は、平成27年が3万7,548件で、令和元年は4万3,348件と5,800件(約15.4%)の増となっている(資料4-①)。中小企業庁は、当該現状について、「中小企業の休廃業・解散件数は増加傾向」であるとしている(資料4-②)。

<sup>5</sup> 同世論調査は全国20歳以上の日本国籍を有する者3,000人を無作為に抽出(層化2段無作為抽出法)して調査を実施。当該設問に対しては、1,758人が回答(資料5)。

増加している<sup>5</sup>。このことは、上記(1)の中小企業庁の説明のとおり、経営者の高齢化と後継者不足が背景にある<sup>6</sup>と考えられる。

## 2 中小企業政策としての事業承継支援施策

このような中小企業・小規模事業者の事業承継の課題を解決するため、国は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号。以下「事業承継円滑化法」という。）等に基づき、「経営者の引退前後で」サービスの提供など<sup>7</sup>が「停止することなく連続して事業が行われている状態」で、経営資源（人、設備等資産、ノウハウ等知的資産）の引継ぎを促そうとしている。

具体的には、事業承継円滑化法に基づく相続税の特例等の措置等のほか、経済産業省の中小企業施策の一環として、第三者に事業を引き継ぐ意向がある者と、事業を譲り受けて事業の拡大を目指す者とのマッチング支援や、事業承継を契機とした、事業転換のための設備投資や販路拡大のための経費補助等の施策が講じられている<sup>8</sup>。

これらの国の施策は、新旧事業者間で途切れることなく事業が承継される場合には活用できるが、廃業して一定期間が経過した後に、新たな事業者が

- i) 店舗を再開する場合、
  - ii) 店舗から移動販売に形態を変えて機能の存続を図る場合
- などには活用できない。

## 3 本調査の視点等

この調査は、以上のような状況を踏まえ、地域での日常生活に不可欠なスーパー等の飲食料点小売業を対象を絞り、事業が途切れることなく別の経営者に経営資源が引き継がれる場合に加え、廃業して一定期間経過した店舗を再開する場合や、店舗から移動販売に形態を変えて機能の存続を図る場合などにも視野を広げ、

- i) 事業承継の現場において、どのような施策がどのように活用されているか、
  - ii) 事業を引き継いだ者が、どのようなことに悩み、どのように課題を克服しているのか
- 等の観点から、地域における事業承継・存続の実態を把握するものである。

---

<sup>5</sup> (株)東京商工リサーチ「2019年「休廃業・解散企業」動向調査」に係る同社提供資料によると、飲食料点小売業の平成26年の「倒産」件数は267件、30年は275件と8件(3.0%)の増加。平成26年の「休廃業・解散」件数は1,092件、30年は1,576件と484件(44.3%)の増加(資料6)。

<sup>6</sup> 飲食料点小売業の99.6%が中小企業・小規模事業者である(資料7)。

<sup>7</sup> 「中小企業白書2019年版」においては、事業承継を「経営者が引退した後も「事業を継続する」もの」と定義しており、「事業を継続する」とは、経営者の引退前後で生産活動が停止することなく連続して「事業」が行われている状態を指す。」とし、この「生産活動」に「サービスの提供なども含む。」と注記がされている(資料8)。

<sup>8</sup> 「中小企業白書2019年版」「事業承継関連施策」による(資料9)。